

2017年4月26日

復興大臣 今村雅弘 様
農林水産大臣 山本有二 様
経済産業大臣 世耕弘成 様
環境大臣 内閣府特命担当大臣（原子力防災）
山本公一 様
東京電力HD株式会社社長 廣瀬直己 様

福島県農民運動連合会

会長 根本 敬

東京電力第一発電所事故被害に関する申し入れ

標記に関し下記事項を申しれます。

記

1. 今村雅弘復興大臣は、福島県からの自主避難している人々に対し「帰らないのは自己責任」「ふるさとを捨てるのは簡単。」と発言し、避難者の苦しみをまったく理解していない。被災者に寄り添うべき復興大臣の資格はなく、即刻辞任すること。【復興庁】
2. 2018年1月以降の避難等対象区域内外の損害賠償請求については、これまでどおり被害が継続する限り賠償を継続すること。福島県内全体の農業賠償状況を示すこと。福島相双復興官民合同チーム営農再開グループのアンケート結果、支援状況、今後の計画を示すこと。避難等対象区域の大手企業の農業参入状況を示すこと。農地の航空モニタリングによる放射性物質汚染調査による推計では正確な線量を把握することはできないので、圃場1枚毎の土壌汚染マップを作成すること。水稲への放射性物質吸収抑制のためのカリウム散布を継続させること。その際、圃場毎の土壌分析を行い、必要な散布量を生産者に提示すること。避難等対象区域内外の農地保全を図るために、水田等での資源エネルギー作物の栽培を、水田活用直接支払の戦略作物助成、産地交付金の対象に加える支援すること。【東電・経産省・農水省】

3. 放射性物質に汚染された農地は、継続的に被曝を受ける地域である。適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の公益的機能（多面的機能）の維持発揮を図るため、農地への賠償措置をとること。【農水省・東電】

4. 福島県産米は全袋検査を実施し、基準値以下であることで消費者、小売店、卸が購入している状況である。全袋検査をやめる状況にはなく、今後も福島県内全域で実施すること。【東電・農水省】

5. 原発事故由来の牧草地の放射能汚染による給与飼料変更等によって、乳牛が死亡している。死亡牛による逸失利益の損害賠償を至急支払うこと。【東電・経産省・農水省】

6. 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」によって、農地などの除染が行われているが、いまだに土壤汚染対策法および農用地土壤汚染防止法から放射性物質が除外されている。土壤汚染対策法および農用地土壤汚染防止法から放射性物質が除外規定を削除し、環境基準、規制基準、常時監視体制の整備、違反者への行政処分、罰則を科す法整備を求めること。【環境省】